

27 障 福 号 外
平成27年7月24日

障害福祉サービス事業等運営法人代表者 様

長崎県障害福祉課長
(公印省略)

障害福祉サービスの報酬算定に係る周知徹底について

このことについて、平成27年2月17日付26障福号外「障害福祉サービスの報酬算定に係る周知徹底について」にて通知しているところですが、今回「欠席時対応加算」の取扱いについて、下記のとおりといたしますのでお知らせいたします。

併せて、過去の事務連絡(別添参照)についても再度ご確認いただき、加算の算定にあたってご留意いただきますようお願いいたします。

なお、本日以降、欠席時対応加算の下記取扱いについて不備がある場合は、返還対象となりますので、ご注意ください。

ご不明な点がございましたら、担当までお問い合わせください。

記

1. 欠席時対応加算の取扱い(留意事項通知より)

- (1) 加算の算定に当たっては、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能とする。
- (2) 「利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該利用者の状況を確認し、引き続き当該指定生活介護等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問を要しない。

この解釈について、加算の算定を行うには、上記(1)及び(2)を満たす必要があり、例えば、利用の前々日までに病気等で1週間休むと連絡があった場合も、相談援助を行い記録をしたのが一回であれば、加算の算定は一回のみとなる。

長崎県障害福祉課 自立支援班 八ツ尾 TEL 095-895-2455 FAX 095-823-5082
--